

報告第11号～第13号

令和3年5月17日

専決処分の報告について

鈴 鹿 市

報 告 目 次

報告第 11 号	専決処分の報告について	1
報告第 12 号	専決処分の報告について	3
報告第 13 号	専決処分の報告について	5

報告第 1 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 5 月 1 7 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

損害賠償の額の決定及び和解

專 決 処 分 書

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年4月22日

鈴鹿市長 末松 則子

法律上市の義務に属する損害賠償について、次のとおりその額を決定し、及び和解するものとする。

1 損害賠償の額

10,395円

2 和解の相手方

3 損害賠償の義務の発生の原因となる事実

令和3年3月14日、山本町地内の市道山本148号線において、相手方がその所有する車両を運転中、当該市道にあった穴ぼこを通過した際、当該車両の左側前輪を損傷したもの

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 5 月 17 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

損害賠償の額の決定及び和解

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年4月22日

鈴鹿市長 末 松 則 子

法律上市の義務に属する損害賠償について、次のとおりその額を決定し、及び和解するものとする。

1 損害賠償の額

13,200円

2 和解の相手方

[REDACTED]

[REDACTED]

3 損害賠償の義務の発生の原因となる事実

令和3年3月14日、山本町地内の市道山本148号線において、相手方がその所有する車両を運転中、当該市道にあった穴ぼこを通過した際、当該車両の左側前輪を損傷したもの

報告第13号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年5月17日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

損害賠償の額の決定及び和解

專 決 処 分 書

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年4月22日

鈴鹿市長 末 松 則 子

法律上市の義務に属する損害賠償について、次のとおりその額を決定し、及び和解するものとする。

1 損害賠償の額

1 3, 4 3 1 円

2 和解の相手方

3 損害賠償の義務の発生の原因となる事実

令和３年３月１３日、山本町地内の市道山本１４８号線において、相手方がその所有する車両を運転中、当該市道にあった穴ぼこを通過した際、当該車両の左側前輪を損傷したもの